

公立大学法人神戸市看護大学公益通報取扱規程をここに公布する。

2023年7月6日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第2号

公立大学法人神戸市看護大学公益通報取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の規定に基づき、公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という。）における公益通報への対応に関し必要な事項を定め、公益通報者の保護を図るとともに、法人の社会的信頼の維持及び業務運営の公正性の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、公益通報とは、第3条の公益通報対象行為に関し、第4条の公益通報者が法人の設置する公益通報窓口に対して行う通報をいう。

(公益通報対象行為)

第3条 この規程において、公益通報の対象となる行為（以下「公益通報対象行為」という。）は、法人の事務又は事業に係る次に掲げる行為をいう。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 職務の執行に当たって遵守すべき法人の規程、細則等に違反する行為
- (3) 放置しておくことにより、前2号に規定する行為につながるおそれのある行為

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、公益通報対象行為にあたらぬものとする。

- (1) 通報対象行為が既に終結し、かつその原因又は対象が存在しないなど、当該通報対象行為の再現又は是正が見込めないもの
- (2) 訴訟、和解、あっせん、調停、仲裁その他の手続きに現に係属しているもの、又はこれらの手続きによって解決又は処理を図ることが適当と認められるもの
- (3) 当該通報対象行為に関する調査が実施され、又は実施が予定されているもの
- (4) 通報等の内容が具体性や客観性に欠け、十分な調査を行うために必要な事実の適示がなされていないもの
- (5) 過去に同一の通報者から同一の趣旨の通報が行われているもの
- (6) 苦情、要望又は意見に類するもの（第6条第1項に規定する公益通報窓口以外で受け付けること等によって処理を図ることが適当と認められるものを含む。）

(公益通報者)

第4条 公益通報を行うことができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 役職員（退職した日から起算して1年以内の者を含む。）
- (2) 学生（在籍を終えた日から起算して1年以内の者を含む。）
- (3) その他関係者（当該事業の契約満了日から起算して1年以内の者を含む。）
 - ア 法人との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う者又はその事業に従事している者
 - イ 法人への労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者
(公益通報処理体制)

第5条 法人に、公益通報処理責任者を置き、総務・施設担当理事をもって充てる。

- 2 公益通報処理責任者の下に、公益通報処理管理者を置き、経営管理課長をもって充てる。

(公益通報窓口)

第6条 法人における公益通報及び相談に対応するため、次のとおり公益通報窓口を設置する。

- (1) 法人内の公益通報窓口は、経営管理課に設置し、電話、ファクシミリ、電子メール、書面又は面談の方法により通報を受けるものとする。
- (2) 法人外の公益通報窓口（以下「外部通報窓口」という。）は、法人と利害関係を有せず、弁護士資格を有する者又は弁護士法人に委託するものとし、電話、電子メールの方法により通報を受けるものとする。

(公益通報の方法)

第7条 公益通報は、公益通報者が氏名、所属、連絡先及び通報対象事実を前条第1項各号の方法により公益通報窓口伝えるものとする。

- 2 前項にかかわらず、公益通報対象事実があると信じるに足る相当の根拠を示して通報するときは、匿名による通報を行うことができる。

(違反通報の禁止)

第8条 通報者は、自己の利益を不当に得る目的、他の職員等を誹謗中傷する目的その他第三者に損害を与える目的で通報（以下「違反通報」という。）をしてはならない。

(公益通報の受付)

第9条 公益通報窓口は、通報が行われたときは、速やかに当該通報が第3条、第4条、第7条に該当するかを審査し、受理するかどうかの決定をしたうえで、当該通報者（氏名及び連絡先を明らかにした者に限る。）に対し、その旨を通知しなければならない。

- 2 公益通報窓口は、前項の規定により、公益通報を受理しない旨を通知する場合はその理由を付記しなければならない。

- 3 外部通報窓口は、第1項の規定により公益通報を受理するかどうか決定したときは、速やかにその旨及び当該通報の内容を経営管理課長に通知しなければならない。
- 4 前項の規定に基づく通知は、通報者の氏名その他通報者が特定され、又は特定されるおそれのある情報を除かなければならない。ただし、当該情報が通報の調査に必要不可欠であると認められ、通報者の同意が得られた場合はこの限りでない。

(公益通報調査の実施)

第10条 公益通報窓口が受理を決定したときは、経営管理課長及び総務・施設担当理事が指名する職員等（以下「調査担当者」という。）は、当該公益通報対象行為に係る事実を確認するための調査（以下「公益通報調査」という。）を実施しなければならない。

- 2 総務・施設担当理事は、前項の調査の実施にあたって必要と認めたときは、調査チームを設置することができる。
- 3 総務・施設担当理事は、必要に応じて、学外の弁護士資格等専門知識を有する者（以下「外部専門家」という。）を調査担当者に指名することができる。また、外部専門家を調査チームに加えることができる。
- 4 調査担当者は、公益通報調査の実施に必要があるときは、当該公益通報対象行為に関する事務又は事業に関係する者に対し、事情の聴取、報告の徴収、資料の提出、意見の提出その他必要な協力を求めることができる。

(公益通報に係る役職員の責務)

第11条 役職員は、公益通報調査に協力しなければならない。

- 2 役職員は、正当な理由なく、公益通報に関して知り得た秘密及び個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 役職員は通報者を探索し、又は公益通報の処理以外の目的で公益通報の処理に関する秘密及び個人情報を収集してはならない。

(公益通報調査の結果報告、是正措置等)

第12条 経営管理課長は、公益通報調査の結果について、理事長及び総務・施設担当理事に報告しなければならない。

- 2 理事長は、調査の結果、不正行為等が明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止策を講じるとともに、当該行為に関与した職員等に対し、懲戒処分手続きなど必要な措置を講じなければならない。
- 3 総務・施設担当理事は、調査の結果及び講じた措置について、監事に報告するものとする。
- 4 外部通報窓口にあった通報等について、経営管理課長は、調査の結果及び講じた措置について、外部通報窓口に報告するものとする。

5 経営管理課長は、調査の結果及び講じた措置について、利害関係人の秘密、信用、名誉およびプライバシーその他の事項に配慮しながら、公益通報者（氏名及び連絡先を明らかにした者に限る。）に通知するものとする。

（不利益取扱いの禁止）

第13条 公益通報者は、不当通報である場合を除き、通報を行ったことによって、いかなる不利益な取扱いも受けない。

2 理事長は、通報又は調査への協力を行った職員等に対し、そのことを理由として、その者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。

3 理事長は、前2項の不利益取扱い等があったと認められるときは、当該不利益取扱い等を受けた職員その他関係者に対して、適切な救済及び回復のための措置を講じるものとする。

（利益相反関係の排除）

第14条 総務・施設担当理事及び経営管理課長は、自らが直接関与している公益通報対象行為に関する公益通報の処理に関与してはならない。

2 前項の規定により、当該公益通報の処理から除外された場合において、公益通報責任者又は公益通報管理者の職務を代理する者は、理事長が指名するものとする。

（施行細則の委任）

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規程は、2023年8月1日から施行する。